

イタリア労資関係における 経営参加問題の展開

河 野 穣

- I 団体交渉の範囲の拡大
- II 抗争的参加と制度化
- III 政治的枠組と抗争的参加

I 団体交渉の範囲の拡大

イタリアの労使関係においては法制上も、慣行上も団体交渉の範囲は流動的である。「労働組合の自由」を承認している憲法第39条はきわめて広範な内容をふくむと解されており、憲法裁判所は、1974年、政治スト、諸改良をめざすストライキを合法とする判決をくだしており、産業レベル、企業レベルの交渉においてもその範囲が厳しく確定されているわけではなく、労使の力関係、労働者運動の方針、労働者の文化的成熟度によって伸縮をみせている。1950年代半ばに成立した多かれ少なかれ安定的な戦後労資関係の枠組のもとでは、団体交渉の範囲は賃金、労働時間など狭義の労働条件の確定に限定されてきたが、1960年代末に労使の力関係を転換させた労働運動の高揚後、従来の内部委員会（commissione interna）にとって替った工場評議会（consiglio di fabbrica）と、これを自己の影響下におくことのできた労働組合は団体交渉の範囲を労働組織（organizzazione del lavoro）、投資決定などへいちじるしく拡大した。労働組合と内部委員会は50年代から60年代末まで労働組織の形成とその運営に有効な規制的関与をなしえないできたが、1960年代末以後、作業ラインのスピード、労働者数・とくに実出勤労働者数と生産遂行額の規制、非人間的な単純労働への労働細

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

分化にたいする人間的労働回復の要求，労働者が実際におこなっている労働と資格づけにたいして有効に活用されていない労働能力を評価する要求，労働環境のきびしい規制などが，広範に企業レベル，産業レベルの交渉対象となった。1972～73年の金属機械部門をはじめ多くの部門で交渉対象となった職員，中間職種，生産労働者の三層区分を単一区分とする要求とその獲得成果も労働組織をめぐる紛争の領域に属するものといえよう⁽¹⁾。労働組織への関与は，一般に団体交渉の対象とされる問題から，経営権の範囲内とみなされる問題までへ連続的につらなる領域を対象としており，したがって，経営権への関与・蚕食という問題を不可避的にはらんでくる。金属機械部門をはじめとして多くの部門ではまた家内労働と下請けの利用への関与をも交渉の対象としている。1976年5月に合意された金属機械部門の全国協約は，家内労働と下請けを新たに活用し，それが労働組織または雇用に影響するばあいは労働組合組織に通知することを確認，「従業員規模200人以上の工場の経営者は——家内労働および下請け契約により——現行の生産活動の重要な局面，作業場を解体した工場の外に恒常に分散する企図であれ，再編成の企図であれ，それが生産システムを本質的に修正し，従来採用されてきた技術・全般的な労働組織に影響し，雇用に影響をもつときは，これらの企図をあらかじめ労働組合経営内組織，および，企業家連盟をとおして産業別組合の県組織に知らせる……⁽²⁾」とし，さらに利用する家内労働のリストを組合に通知することを定めている。

「……本協約の締結から3ヵ月以内に，企業家の地域組織は産業別組合県組織に家内労働を利用する加盟企業のリストを送付する。6ヵ月ごとに変更が通知されねばならない。……⁽³⁾」

これらが単なる通知になるのか，それとも実質的な団体交渉になるのかは，その時々の労使の力関係による。

協約はまた下請けを活用する範囲を確定し，下請け利用企業が下請け企業に労働協約，社会保障立法を遵守させるように規定している。

「不可避的に通常の交替制外でおこなわれねばならない労働をのぞいて，企業

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

の固有な形質転換に属し,直接企業内で展開されている労働,通常の継続的メインティナスは下請けから除外される。……—本協約の発行以前に締結され—企業内で展開されている継続的な下請け契約は,技術上・組織上・管理上・経済上の必要によるばあいだけに限定され,労働組合経営内代表は同事項を経営側と検討の対象にすることができる。継続的であっても,下請けを利用する企業の固有の活動とは別の活動に関わる活動,および造船所と装置据付・組立てに固有な活動について下請け利用は例外とする。下請け利用企業は,下請け企業に協約,社会保障,労働災害防止の諸規定を遵守させることを必要とする。……⁽⁴⁾」

労働組織への関与とならんで1973~74年から,イタリアの労働組合運動は各企業レベルの投資決定の問題を交渉の対象とするようになった。投資地域,生産すべき商品,投資による雇用増が企業レベルの交渉対象となり,いくつかの企業協定に結実した⁽⁵⁾。労働組合側は,この交渉をとくに南部開発とむすびつけ,各企業の投資を南部にむけ,それによって雇用を増加させるように主張した。労働組織への関与とともにこの運動もまた「企業の決定の真の・かつ・固有の領域,『経営権』の領域⁽⁶⁾」への交渉範囲の拡大であり,こうして「闘いと交渉がたどった道程はかなりのていど企業活動への参加の分野にはいりこむ結果に導いた⁽⁷⁾」のである。この投資決定への関与について労働組合運動の側は高い評価をあたえているのにたいして,経営側は当然否定的な評価をもっている。

労働組合運動の側においてはたとえばCGIL書記M・ディドー(社会党系)は,「企業の投資とマクロの経済現象のコントロールを実現する道と手段をみつけだすためにおこなわれた努力は,第2次大戦後におけるヨーロッパのいくつかの労働組合の態度を特徴づけている階級の協働という伝統に比較して,何らかの方式で新規かつ積極的な現象とみなさないわけにはいかない⁽⁸⁾」とし,またCGILの前副書記長で現プロドリーニ財団会長のP・ボーニ(社会党系)も投資への関与は「異なった経済発展を求めて労働組合運動が前進させてきた要求がつきあたっていた経営権という壁に割れ目をひらいた」ものであり,「西方の世界でもっともすんだ労働組合のなかでもきわめて意義ある・重要な経験⁽⁹⁾」だとしている。

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

CGIL の共産党系書記 R. スケダもこの運動を「イタリアにおいては、労働現場の内外におどろくべき豊富な参加と 労働組合民主主義が存在している⁽¹⁰⁾」ことの根拠にしている。

1975年から76年にかけてのいくつかの産業別交渉は、企業レベルの投資への関与を産業別協約で保証することをめぐって展開され、たとえば金属機械部門の労働協約はつぎのようにその合意を規定することになった。

「大企業一全体として従業員 500 人以上を雇用する企業をさすものと合意する一は、毎年、労働組合の要求にたいし、当該地域において関係企業の一般的な指導の権限をもつ地域企業家連盟が召集した会合において、生産の見とおし、およびその枠内における新しい工業設備立地、または既存の設備のきわだった拡張計画について、労働組合に情報をあたえる。」

同会合において労働組合は、上記の投資が雇用、労働環境とエコロジー、立地基準にあたると予想しうる内容の情報をえ⁽¹¹⁾、そしてそれ以下の企業については県レベルの金属機械組合に全体的な情報をあたえる。

1977年後半に締結されたいくつかの企業協定から投資決定、それにともなう雇用増を規定している部分をとりだしてまとめたのが第1表である。

これにたいして経営側の見解を工業家総同盟の幹部 A. ソルストリと Intersind (国家持株企業経営者連盟) 会長 E. マッサチエージの Il Mondo とのインタビューにみると、つぎのようにのべている。

「労働組合が経済政策の選択に影響をくわえたいと望むのは正しいと思う。しかし労働組合は正しい要求をまちがった方法で提出していると考える。賃金を交渉するのとおなじ論理で投資を交渉することはできない。」

「どのような投資をすべきか、どの地域に投資すべきかを協約のなかに書きこんだとしても、その結果はつぎのいずれかになろう。交渉を企業が実現すべき諸計画に粉末化してしまう故に交渉は道化芝居になるか、それとも協定が単に紙きれにとどまるか、のいずれかである。⁽¹²⁾」

投資決定への関与について労働組合があたえている高い評価は理論上首肯しう

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

第1表 投資と雇用問題をふく企業協定例（1977年下半期）

企 業 名	雇 動 者 数	雇 動 年 定 月	内 容	交 月	涉 キ 時 間 数	資 料
Riv-Skf	?	年月 1977. 6	1977年の投資額を15,000,000リラとし、うち20%を環境整備にむける。	?	?	Il sole-24 ore 77.7.1
Olivetti	30,000	77. 7	(うち234,000,000リラを研究投資にむけ、246,000,000リラを生産投資にむける)とくに南部の工場に注意を集中し、数量製御装置をMarcianise にうつし、Nozzoli 工場で技術者30人を採用する。	6ヵ月	?	Il sole-24 ore 77.7.1および 77.7.2
FIAT	180,000	77. 7	現在1,300人のTermini Imerese 工場の従業員数を77~78年に2,000人に増加する。 Cassino (従業員数5,800人)で、78年下半期から1,000人を採用する。300人は無条件で採用し、のこりは Cassino で生産される乗用車 X1-38 の市場の推移による。 Termoli については、128のギアー製造の Rivalta からの移動をもって、雇用を救済することに責任をもつ。	5ヵ月	80時間	La Stampa 77.7.8

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

Ufita 溝谷の Grottaminarda では、バス工場を実現する。77年末までに、さいしょの100人を採用し、78年末までに年間2,000台、従業員を1,000人とする。				
Lece の工場(2,000人)の従業員を賃金補完金車の対象とする。				
Piemonte 州 Savigliano の Materferrro 工場は拡張しない。生産増加分は Reggio Calabria の Omeca 工場でおこなう。				
全体として南部で、つぎの2年間に5,000人増加させる。				
Facis 7,500 77.7 本年の投資額3,000,000,000リラとし、雇用について では、78年4月まで現行の水準を維持し、10月と4月 に市場の推移をみて採用を再考慮する。	2カ月 60時間 77.7.18			
FALCK 12,000 77.7 2年間に47,000,000リラを投資する。 本年末までに420人を採用する。うち50人は若年者 とする。	5カ月 77.7.15	?	Il Sole-24 ore 77.7.15	
Novate Mezzola, Zongo, および Porta Romana 近郊工場に12人採用する。 (とくにこの点で交渉が何週間も長びいた)	80時間 ?			
IRE Philips 11,000 77.7 Napoli 地区に今後3年間で120人を増加する。 3年間で Barra に新規設備のため 5,000,000,000 リラ～6,000,000,000リラを投資する。 Trento については、現行の1,537人の従業員を1,700 人にする。	80時間 77.7.16			
CGE 4,000弱 77.7 1979年6月30日までに70人の従業員を採用する。	?	?	?	1' unità 77.7.16

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

Indesit	?	77. 7	$\frac{3}{4}$ は南部、とくに Caserta 市にむける。 同期間に2,200人を増加する。 うち2,000人を南部で、200人を北部で増員する。 3年間に40,000,000リラを環境整備と研究に投資する。	?	?	?	Gazzetta del popolo 77.7.14
Snia	8,000	77. 7	1978年内に全体で500人の採用する。うち150人は失業若年労働者とする。2,494,000,000リラを投資する。	?	?	?	il sole-24 ore 77.7.25
Magneti Marelli	?	77. 9	1977年中に Bari の Termo-sud (従業員570人) に生産労働者27人、技術職員15人を採用する。 セスト・サン・ジョヴアンニの Termomeccanica (従業員1950) に100人を採用する。	?	?	70	avanti 77.9.23 および Il girono 77.9.23
Breda Termomeccanica	?	77.10	1977年中に Bari の Termo-sud (従業員570人) に生産労働者27人、技術職員15人を採用する。 セスト・サン・ジョヴアンニの Termomeccanica (従業員1950) に100人を採用する。	?	?	60	avanti 77.11.1
IBM	?	78. 1	27,000,000リラの投資で Vimercate の工場を強化する。 南部での活動を強化するため、Pomezia に生産技術の改善と近代化センターを実現する。 77/78年で1,350人を採用する。	?	?	?	il sole-24 ore 78.1.10
St. Gobain	?	78. 1	1979年までに50,000,000リラを投資する。 1978年までに260人を新規採用し、うち50%は26歳以下とする	?	?	?	avanti 78.1.10

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

るにしても、その実態を過大評価することにはなお慎重さが必要であるようにおもわれる。それは第1には、現行の経済的危機の深刻さということにくわわるが投資決定に関与する企業レベルの交渉・協定の数はまだ少なく、一部の大企業に限られていること、第2には、いまのべた経営側の批判が必ずしも的をはずれておらず、合意に達した投資計画が協定どおりに実行されていないことである。第2の点については、それを明らかにする詳しいデータをもちあわせていないが、労働法学者G.バッリオーニとT.トレワーは、「発展にかんする企業協定は、その着手にあたって労苦を必要としたが、大はばに逃亡してしまっている⁽¹³⁾」という実態判断をしており、またさきにその見解を引用したディドーは実態と、それをもたらした要因について「これらの協定はさまざまな理由でたいていは紙上のものにとどまった。この理由としては、経済危機の尖鋭化から、政府の側に適切な経済政策が欠けていること、さらに投資についての闇いを新立地地域の労働者や住民と結合させることができなかった労働組合のイニシアティヴの不十分さ、などがあげられる⁽¹⁴⁾」と分析しているのであって、なお今後の課題であることを示している。

Ⅱ 抗争的参加と制度化

Iで考察した団体交渉の範囲の拡大は、西ヨーロッパ各国における「戦後労資関係の枠組」の行きづまり、資本主義経済の不況の深刻化、経営参加論議の活発化と制度的進展といった状況のなかで進行しており、したがってイタリアの団体交渉の範囲の拡大も各國の経営参加論とむすびつかざるをえない。たとえば1972年E.Cの首脳会談は社会的分野で一連のイニシアティヴをとることを決定したが、このイニシアティヴには企業経営の『参加』問題もふくまれていた。この決定を推進したのは当時の西ドイツ首相W.プラントだといわれ、そこには、国内における新共同決定法承認の難行を解決するための迂回作戦としての意図も認められるが、いずれにせよこの決定につづいてE.Cの機関で作成された株式会社法草案は西ドイツ型の共同経営を提案しており、取締役会(Consiglio di amministrazione)の選

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

出とそのコントロール、を任務とする監査委員会 (Comitato di vigilanza) の $\frac{1}{3}$ を労働者代表がしめるとしている。監査委員会における労働者代表は守秘義務をおい、また労働組合と経営者とのあいだに紛争が生じたさいは仲裁委員会へ提訴することが定められている。この草案はE C議会にかけられているが、ヨーロッパ労働組合総同盟 (Confederazione Sindacale Europa) に加盟する各国労働組合は当然この草案にたいする態度決定をせまられることになる。フランスの労働組合が反対を表明しているのにたいし、ドイツのD G Bは労働者代表を $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{2}$ に増加させること、イギリスのT U Cも原則を拒否せず、労働者代表が労働組合によって指名されること、労働者代表は守秘義務なしに労働組合に服するべきだと主張している。

しかもイタリアは西ヨーロッパ諸国においてもとりわけ経済危機と政治危機が深刻であり、この過程で政治的比重を増大したイタリア共産党が危機克服の責任を日々大きくにする方向にむかっているのである。このような状況下で、新聞・雑誌はしばしば経営参加論をとりあげている。イタリア社会党の理論誌“モンド・オペライオ (Mondo Operaio)”が1974年および1976～77年の2度にわたって産業民主主義にかんする連続誌上討論をもよおしたのもそのひとつである。また青年工業家同盟の主催した研究集会（1977年5月19～20日）、F・セヴェーゾ財団とミラノのCISLが開催した共同管理と自主管理にかんする研究集会（1977年9月19～21日）、社会党系のF・プロドリーニ財団と西ドイツD G B系エーベルト財団が開催した研究集会（1977年11月11～12日）をはじめ多くの場で議論がおこなわれている。

まずイタリアの労働組合およびその内部の諸潮流が、自らの展開している経営権領域への団体交渉の範囲の拡大と、経営参加問題をどのように評価しているかを考察しておこう。

1977年6月に開催されたCGILの第Ⅺ回大会の議案書は、「わが国の現実の特殊な条件においては、CGILは、企業管理への労働組合の出席を制度化することを目標とせず、むしろ、労働協約のなかで承認された情報とコントロールの権利

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

をいっそう強固かつ確実なものにすること，全国的な経済計画化，計画の全般的・部門別手段となる機関，部門・州・企業のための公的介入，企業の実際的な経済活動にたいする社会的コントロール (*controllo sociale*) の形態を追求すること，を目標とする。立法による支えという仮説，交渉手続きを確定する制度，純粹な抗争関係への信頼などがこの経済民主化という路線上で提案されているが，いずれも経済労働国民会議 (*Consiglio nazionale dell'economia e del lavoro*) の役割・活動，およびその改良とあわせて，大会でひろく評価をあたえられるべきである⁽¹⁵⁾」

ここではまず企業管理への参加を制度化することを否認し，現行の団体交渉方式による投資の情報とコントロールの権利を強めることが明確にされている。大会でのL・ラマ書記長（共産党系）の報告も「われわれはイタリアにおいて共同管理という解決策に反対である。なぜならこの解決策は，明らかに社会的平和と仲裁の制度に基づいておりいるからである。……われわれは行動の自由，勤労者が闘いを必要と考えたときに闘う権利を放棄するつもりはないし，放棄しないであろう⁽¹⁶⁾」と大会議案書よりもいっそう鮮明にその立場を明らかにした。

イタリアの労働組合が展開している経営権の領域への団体交渉の拡大を抗争的参加として把え，これを評価するのは CGIL 内の社会党系潮流も同様であって，ディドー書記は，「交渉にうったえることは紛争に相対立する制度化をふくまない。……労働組合は，交渉の路線というものを，合意または協定に達しないばあい両者に自己のイニシアティヴにうったえる自由を，そして労働組合には伝統的な闘争方法にうったえる自由をのこしておくコンfronto (*confronto*) の方法だと理解している。他方ではコンfronto の路線は，雇用と投資の方向について労働組合が提起した目標の性格の故もあって，一致をみいだすために，紛争のメントをもたないわけにいかない⁽¹⁷⁾」と，交渉，コンfronto を強調し，さらに「社会的平和を基礎とする労使関係制度が効力をもつてゐる諸国の法律上一憲法上の現実とは反対にわが国の憲法は明文をもつて，闘争の権利，力関係を基礎とした社会的弁証法などの，労働組合の自由を規定しており，このことは無理強いの

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

『恒常的紛争』を意告するわけではないが、より正しくは紛争と協働とを相共に意味する。』「『共同経営制度』の本質的部分をなす仲裁の論理をうけいれねばならないとしたら、それは憲法の定めるようなわが国の労働組合の性格、そしておそらくは国家の性格自体をも変更することになるだろう⁽¹⁸⁾」と、紛争と協働の共存が憲法の理念に合致することを強調している。

おなじく77年の6月に大会を開催したカトリック系の CISL の議案書には多数意見と少数意見が発表されている。多数意見は以下のとおりである。

「労働者によるコントロールというテーマは、この数年間の労働組合の経験、および CISL のすべての立場と首尾一貫した基礎理念、とくにつぎの諸点から出発して検討されねばならない。

(1) 企業における参加コントロールのいかなる見通しも労働組合の自立性を保護し、勤労階級とむすびついた工場と社会における強力な反対権力 (control-potere) に基づかねばならない。

(2) 労働者によるコントロールの形態は労働組合およびその下部に存在している民主的構造を通るものでなければならない。

(3) このコントロールは計画に関連する内容を荷い、かつ(生産性、労働移動、再編等についての)歪みを修正する保証と手段を追求せねばならないが、しかし交渉とオルターナティヴとなるものであってはならない。

(4) コントロールは労働組織と労働保護の側面だけでなく、生産と投資の選択、なにを生産し、どこで生産し、いかに生産するかに、拡張されねばならない。

(5) コントロールは工場から出発すべきであるが、企業に影響する決定がおこなわれ、経済の民主的計画化をまきこむさまざまなレベルに拡張されねばならない。

(6) コントロールの形態は、現在までに実現された交渉上の獲得物から出発して実験的に追求されるもので、立法上の考案のなかに閉じこめられるものではない。立法の支えは、たとえば投資・再編・雇用・労働組織というテーマについての情報と交渉の権利を労働組合の基礎組織に承認し、交渉の定めたコントロール

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

の諸形態を強化することができるのみである。こうした基礎にたって、企業への参加と経済の民主化への参加についての E.C のさまざまな提案をめぐってヨーロッパ労働運動でおこなわれている討論に関与することが必要である⁽¹⁹⁾」

ここにのべられている CISL の立場も団体交渉の強化と拡大を基本としており、CGIL の立場と同一とみてまちがいない。

CISL 少数派の見解は大会テーゼの抽象的な表現では理解しがたく、むしろこの潮流のリーダーである F. マリーニが『la Discussione』誌上で述べている見解のほうがその方向を卒直に示している。

「問：参加に関して推測されるいくつかの『神聖な原理』をとりのぞくことが必要だとあなたは述べているが、くわしくは何を示唆しているのか。

答：たとえば共同管理は労働組合から圧力をおよぼす力をとりさってしまうという原理だ。

問：あなたは共同管理に賛成か。

答：模倣的な形では賛成ではないが、そうでなければもちろん賛成である。

問：どんな目的ですか。

答：なによりもまず、抗争という論理のなかでだけ行使することができる要求闘争と、民主主義的な参加の形態、のあいだに、イタリアにおいては、解決しえない矛盾が存在するはずだというドグマが真実であるか否かを公平に自問してみるという目的だ。

問：この道にはどんな危険をみているのか。

答：大きな危険がある。新しい参加の場がひとたびつくられると、危機のいくつかの部分的な側面だけをコントロールする新しい官僚主義の形式が生ずる。雇用水準の救済ということがその例だ。

問：どうしたらその危険を出発点で避けることが可能だろうか。

答：唯一のオルーナティヴは、労働組合の内部と労働者のあいだに強力な責任の運動が成長することにある、と思う。

問：労働組合は工場内で責任をになうべきだと言われるのか。

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

答：工場内においても、外においてもである。ひとつの例で説明しよう。われわれはわが国の生産機構を再編するという問題に直面している。この再編過程は社会的大集団の責任感覚に依拠するのだと思う。そしてこの社会的大集団はすべて企業の収益性という考え方を再評価し、企業と制度全体の蓄積能力を再建するうえで責務をもっているのである⁽²⁰⁾」

マリーニは責任感をもった労働運動を強調し、共同管理方式に賛意を表明している。

CISL 内少数派のマリーニのこのような見解にたいして、CISL 内多数派の一角、というよりもその重要部分をしめながら、自主管理路線に積極的な評価をあたえるグループがある。それは CISL のミラノ支部を中心とする勢力で、労働法学者の T・トレウーはこのグループの理論的指導者の 1 人である。すでに言及したようにこのグループ 1977 年 9 月に『労働者の参加：共同管理と自主管理』と題する研究集会を開催したが、その後に Il Mondo とのインタビューをおこなったトレウーの見解を考察しておこう。

まずトレウーは自主管理路線とイタリア労働組合の諸潮流との関係についてつぎのように説明する。

「共産党員には自主管理路線に情熱をもつものはいない。社会党員、または社会党系に位置する人の立場は敵対的でないようにおもわれる。労働組合系統の共産党左派のある部分(B・トレントィン、S・ガラヴィーニを念頭においている)についても同様のことがいえるだろう。」

ついでトレウーは議会、政党などのコントロールとならんで、工場内に、また社会の各レベルに社会的コントロールを導入することを主張し、その具体的形態をつぎのように明らかにする。

「なによりもまず投資の交渉とよばれている形態を発展させ、拡大することが重要である。労働協約に規定されている企業次元で情報をえる権利はまだ投資の労働組合コントロールではない。第 2 に労働組織を変える闘いに新しい活力をあたえることが必要である。労働の自主管理は、企業側からわれわれに提案されて

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

いるグループ別作業 (lavoro a isole) につきるわけではない。さいごに社会的サービス部門における市民利用者による直接の自主管理形態を考えている。」

だがここにのべられていることはさいごの部分をのぞけば抗争的参加の主張と本質的に相違はない。トレウーももうすこし期間の長い見とおしが問題になるときに相違が生ずるのだとのべる。

「評価が異なるのは直接的でない見とおしおのばあいである。われわれは工業部門に、私的部門、国家持株企業部門とならんで、自主管理された第3の部門をつくりだすように提案している。所有の構造、国際上・技術上の拘束など解決すべき問題は大きいがイタリアにはあえてこれを試みる政治的・文化的条件が存在していると考える⁽²¹⁾。」

CGIL, CISL よりやや遅れて77年6月末から7月初めにかけて開催されたUIL の大会議案にもA案とB案が併記されているが、まずB案からみると、ここでは、投資と労働組織の領域への団体交渉の拡大を肯定的に確認しつつも、その限界を指摘することにも字数を割いている。

「企業における労使間の関係で経済を民主化しようという構造は、労働の場における労働組合の権限を求める道においてはたしかに重要な歩をすすめることを意味するが、しかし同時に、社会のすべての選択については諸政党へ委任することになりうる。／実さいそれは非合理的な二重の方法の提唱、つまり、工場において、投資と労働組織の領域の交渉関係をうけいれ、かつ、要求し、社会のレベルでは当事者間のコンフロント自体を拒否することを意味する。投資についての『大紛争』の結果は、この方法が工場と社会の分離の危険性を意味し、企業主の戦略に対して個々の経済企業レベルで闘うことができるという明白な幻想をうんだことを、われわれに教えている」

しかしB案が提唱しているこの限界の克服は共同管理型経営参加の導入ではなく、三者構成による経済計画のコントロールの強化である。

「経済計画について意見を交換する三者構成は技術的選択という危険をさけ、工場のコントロールのモメントを失業中、半失業中の労働者の要求と、縁辺的・後

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

進的地域の要求と結合させる。」

A案は、B案とおなじく経済計画への参加を強調したあと、方向を変えて企業レベルの経営参加の評価をきめて抽象的に主張していることが特徴的である。

「生産組織のレベルにおいても、労働組合の新しいイニシアティヴは、労働組合が実質的な主役として役割をになう新しい歴史的局面の中心に、また首尾一貫した総合的な新提案の中心において著しい効率回復の基礎となる基準と選択をあたえねばならない。……／この問題の探究は、計画をとおして労働組合が経済的・社会的発展へ制度的に参加することについての論議をひらく必要性を確認するが、それはまたヨーロッパ各国に存在する経験についての分析と省察の諸モメントを研究することを必要にする。⁽²²⁾」

イタリア労働組合運動における経営参加問題にたいする態度は、以上のように、全体としての多数が西ドイツをはじめ西ヨーロッパのいくつかの国で採られている型の経営参加を否定的に評価し、イタリアで展開されている抗争的参加を積極的に評価するという立場をとり⁽²³⁾、CISLの少数派とUIL内の共和党系に西ヨーロッパのいくつかの国に存在しているものに類似した制度を導入しようという見解がある一方、さらにミラノのCISLを中心にして自主管理への積極的評価があるという配置をとっている。この多数派は、すでに言及したECレベルの株式会社法草案にもフランスの労働組合とともに反対を表明している。

経営側の見解についてはすでに他のところでのべたが、青年工業家同盟⁽²⁴⁾が積極的肯定の立場をとっていることがめだつていどで、工業家総同盟をはじめとして全体として経営参加に否定的である。経営参加制度は、個別企業家の反対にもかかわらず、労資関係全体の動向から国家が推進するのがほぼいずれの国においてもみられることであって、その意味で工業家総同盟の立場は当然というべきだろう。

経営参加制度の導入に積極的姿勢をとるCISLの少数派を代表するかたちでキリスト教民主党のコッポ上院議員が経営参加制度に関する法案を議会に提出したが、この法案の中心は取締役会の選出、および同取締役会の業務のコントロール

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

のふたつを任務とする監査委員会（comitato di vigilanza）を設置し、 $\frac{1}{3}$ の外部者とともに従業員代表が同委員会の $\frac{1}{3}$ をしめるという点にある。このコッポ法案について、ディドーは「さいきんの交渉上の獲得物に比して実質的に後退を示している故に否定的みならぬわけにはいかない。……混合監査委員会は諮問をうけるだけである。経営側は会社の業務状況についての情報を定期的に提供する義務をとうが、……混合監査委員会はこれにたいしてイニシアティヴをとる権限をもたない。労働者代表は少數であり、しかも労働組合は除外されている。」コッポ法案は「強制仲裁への提訴をふくまないが、いかなる方式においても企業の決定権限にふれるものではなく」、「抗争力を、社会的平和を強制するシエーマ内に導びこうとするものである⁽²⁵⁾」と批判しているが、これはイタリア労働組合多数派の評価とみなすことができよう。

なお、イタリアの労働組合は第Ⅱ次大戦末期から戦後にかけて経営評議会（consiglio di gestione）制度の確立を求めて運動を展開した経験を有するが、経営参加を制度化する論議との関連でこの経営評議会についてどのような総括をしているのかをみておくと、いずれの論者もそれが戦後の特殊状況下で提起されたものだとしている。CGIL の書記スケダは、経営評議会を「例外的な政治的文脈のなかで生じた」「東の間の経験⁽²⁶⁾」とし、ディドーも「イタリアでみられた企業の権力へのオルタナティヴとしての『労働者権力』の唯一の経験は、かぎられた数の大企業において戦後直後何年間にわたって作動した経営評議会である。経営評議会は解放運動の航跡上に生れ、まったく特別の性格をもち、その任務は生産活動が一般に軍需生産と結びついていた企業の軍時編制の解体を請願することに限られていた。経営評議会は、多くのばあい、雇用を救うことを意図した生産の転換をとおして『正常化』への復帰を保証するために作動し、一部、過去の所有権と管理に代替した」とし、そして「経営評議会はわれわれにとって再提案することができない経験である。なぜならそれは、いかなる方式でも労働組合の活動やイニシアティヴに結びついておらず、この国で発展し、職場代表と評議会の誕生、およびひきつづく労働者憲章法により承認された作業現場における新しい自

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

由の権利の獲得をもって68～69年に質的な飛躍をとげた労働組合運動とまったく無縁だからである⁽²⁷⁾」と結論をくだしている。

労働組合多数派の内部にも「立法の支え」という論議がないわけではない。「立法の支え」を検討するという問題が CGIL の大会議案書にも、 CISL の議案書にもあらわれていることはすでにみたとおりだが、それは、 CISL 内少数派、 UIL 内共和党系、コッポ型の多かれ少なかれ西ヨーロッパ各国の経験に依拠する制度の導入ではなく、投資決定への現行の関与の方式を法律により確認するという方向であって、金属機械部門をはじめとするいくつかの産業別協約の規定におけると同じように、投資決定への関与にさいして労働組合の固有の権限の行使を抑制するという譲歩をふくんでいない。この型の制度化への論議は、すでにのべたように、現在展開されつつある投資決定への関与が大企業に限定されていること、そしてこの関与が企業レベルの協定に結実したばあいでもその内容を確実に実行させるだけの力量を労働組合の側がなお有していないことに由来するのだが、まだごく抽象的な段階での論議にすぎないとみるべきであって、多数派の基本方向はあくまで団体交渉の強化、抗争的参加である。この方向は CISL 左派にちかい G・バッリオーニと T. トレウーの論文にきわめて鮮明にのべられている。

「決定的なことは、企業家による投資の情報提供義務の尊重ではなく、投資の実行義務と新しい産業政策の方向へむかう義務関係の尊重を獲得することである。この点で法律の介入は、協約の介入のように多くをなしうるが、すべてをなすことはできない。／資本主義的権力構造へのこのレベルでの刻印では、いかなる制度上の解決の成功も、企業が作動している社会的一政治的文脈の深い修正、および、制度上の解決を実行させるさまざまな組織形態をとった労働者階級の能力、に直接むすびついている。この故に……優先的な任務は上記の方向にあるのではなく、企業における労働組合の役割についての現実的な必要をすすめ、政策的論議をすすめることにあるという主張に同意する。投資についてのわずかの交渉結果を克服できない天井だと考えるのが正しいとは思われない。交渉の経験が、その性格を変えることなしに上に示された方向へすすみ、純粹に認識の局面から、

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

企業の計画を団体交渉の対象とする局面、さらにその実行をコントロールする局面へ移行する余地はある。労働組合が純粹に交渉手段を利用しつつ、この方向でふかくすすんだ歴史上の例には事欠かない。⁽²⁸⁾」

Ⅲ 政治的枠組と抗争的参加

経営参加をめぐる論議は以上のとおりだが、イタリアの労資関係の現状においては、制度的にみるべき形をとった経営参加が労働組合内の稳健派、企業家の一部、およびこれとむすびついた政治勢力によって形成される可能性はないと考えてよいだろう。むしろ焦点は、歴史的妥協を唱えるイタリア共産党のもとにある労働組合の潮流が、同党の現行危機克服の責務受容への接近にしたがって、労働組合に固有な闘争手段の行使を抑制、それによって労働組織・投資決定等をめぐる団体交渉が実質的に労使協議制に近接するか否かという点にあるといえる。

イタリアの労働組合の特質は、大選挙区比例代表制という選挙制度を基礎として多かれ少なかれ一定の力量を保持しつづける諸政党といちじるしく密接な関係をもった労働組合および労働組合内潮流が存在し、この政党との関係が下部にまで貫通していることにあるといえよう。レジスタンス闘争と解放直後という特殊な時期を考慮の外におくなら、1950年代末から徐々にはじまり、60年代末に顕著な進展をみせた政党系列別労働組合のあいだの行動の統一と組織上の統一への接近は、政党との関係に一定の懸隔をおき、要求活動（ただしこの要求活動は直接的な労働条件にとどまらず、一般に企業の経営権とみなされる範囲から社会的な諸改良にまでおよぶ）に徹しようとする傾向上で達成されたものである。政党一労組間の結びつきがもっともつよいイタリア共産党—CGIL 内同党系潮流にとっても、この傾向は、中央に集中した権力による上からの操作に基づく社会主義ではなく、下部におけるさまざまな運動体の活動を尊重しようとする社会主義のみとおしと合致していたといえる。しかしいタリア資本主義の経済的・政治的危機の深化のなかで、政党一労組のむすびつきがいぜんとして労働組合運動、労資関係に影をおとしていることが鮮明になっている。

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

イタリアの経済的・政治的危機に対応するイタリア共産党の路線は歴史的妥協(*compromesso storico*)とよばれる路線であって、これは、イタリアにファシズム反革命の危機が存在しているという認識を基礎として、チリの反革命軍事クーデターの経験を考察することにより、広範な大衆的基盤を有するキリスト教民主党をファシスト勢力ときりはなしたところで各政治勢力間のヘゲモニー争いをおこないうる枠組をつくろうとする提唱だが、短期的には、イタリア共産党をふくめた反ファシズム諸政党の政治的合意の形成、および政府の形成とみなされている。

CGIL 書記長 L・ラマは、CGIL、さらにイタリア労働組合全体を代表するという立場からその発言は当然慎重であるものの、一般にその政治的立場はイタリア共産党書記長 E・ベルリングエル系といわれ、同党をふくめた諸政党の政治的合意によって現行の危機を克服せねばならないとの方向をとっている。したがってラマはイタリア共産党をふくめた合意が形成される政治的枠組を希求し、それがしばしば労働組合内の他の潮流の批判的になってきたことはすでに他のところでのべたことである⁽²⁹⁾。1977年6月、共産党の実質的な支持は求めるが、包括的な政治プログラムについての合意、協定を避けてきたキリスト教民主党をふくめて、共産党、社会党、民主社会党、共和党、自由党、6党の危機克服をめざす包括的政治プログラムにかんする協定が締結された⁽³⁰⁾。従来の路線にしたがってラマはこの6党の協定に高い評価をあたえる。

「CGIL は、大会の開催中まだ作業が進行していた民主主義的諸政党間の協定について積極的な評価を表明し、変更の指導に責務をもつ政治諸勢力に計画目標の実現を委ねるため、計画において一致して国の政治指導に転換がなされることを期待した。他の総同盟は同じ意味での見解を表明していないが、しかしすべての総同盟は計画協定の重要性と、30年来つづいている反共産党の偏見を克服する重要性を承認した。⁽³¹⁾」

「実際には6党の協定は選挙の結果から形成された政治的力関係の承認であるが、それはまたこの数年の経験と闘いにより形成された政治的力関係の承認でもある。この協定には労働組合運動により表現された多くの立場がみいだされる。

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

われわれはこの協定のとりこではないし、限界もまた知っている。しかしその積極的部分—そしてそれは数多い—が実現するように闘かうのでなければ、われわれは自動崩壊論者になってしまうだろう。より先を展望したい者、および労働者階級はリアリズムをもってそれをしなければならないし、宣言によっては前進せず、力関係を変え、われわれの闘いをもってイタリア社会における労働者のウェイトを増大させるべきことを知らねばならない。われわれの目標を厳しく保持するには、一貫性と敏速性をもって行動するには、本気で圧力と闘争を発展させるには、6党の協力はわれわれに打撃をあたえないだけでなく、われわれに有利なものである。⁽³²⁾」

6政党の政治的合意の形成を重視するラマの見解は、この合意のもとでは労働者も要求活動を抑制し、一定の犠牲を受容するという方向に不可避的に接近する。したがって労働組合のダイナミズムを政治的に枠組に従属させるものとして、いぜん労働組合の他の潮流からの批判の対象となっている。それは一般に「《社会的コントロール》と《政治的コントロール》のあいだの関係⁽³³⁾」についての問題とされており、たとえば CGIL の書記ディドーは「統一的な労働組合運動においては、すでに長期間にわたって、汎労働組合主義のイデオロギーは拒否するが、労働者の経済的社会的問題の解決について政党に委任することを拓否する原則的立場が成熟している⁽³⁴⁾」とラマの方向を批判し、労働法学者の G・ジュニと L・カファーニアも「企業主の選択が、政治レベルで定められた目標(計画)に合致しているかについての労働者によるコントロールは、現実にはふたつのチャネルをとおして展開されうる。……ひとつは階級政党であり、他は社会的コントロールの自立的な諸機構である。／イタリア共産党の傾向は……確実に第1の意識のなかにある。この意識は伝導ベルトという乱暴な形態のなかにではなく、総同盟の最高位性、節度ある賃金要求、生産性主義のなかに表現されている」が、「イタリアの文脈においては、産業民主主義の新しい形態は、政治的枠組に比して、生産過程の指導における労働者階級のイニシアティヴという役割に重要性をあたえねばならない。」「必要なのは社会的コントロールの形態に重要性をあたえ

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

ることである⁽³⁷⁾」としている。

77年10月の CGIL 評議員会で6党の協定を積極的に評価したラマの報告にたいしても、副書記長A・マリアネッティをはじめとして社会党系、プロレタリア民主党系、産業別組合の指導者らが、下部に生じている不同意を過小評価すべきでないとして、6党の協定を金科玉条とすることに反論を集中した。最終文書は6党の協定を確認したものの、「積極的に」という表現をとりさげ、また「政府の行動における転換を実現するために強力な運動の飛躍」が必要だとすることによって満場一致の承認をえられた。だが、「文書はたしかにラマの報告とは大きく異なっている⁽³⁸⁾」とみなせよう。

ただしこれによってラマらが従来の方向を変更したとみなすことも適当でない。彼は1978年1月24日の la Repubblica 紙とのインタヴューで従来の方向をおどろくべき卒直さでさらに鮮明に表明した。

「問：あなたがたのプログラムは労働者の態度にかんする点をふくむと言われた。労働者は犠牲を要求されているということか。

答：そのとおりだ。まさにその点が重要だ。労働組合は労働者に犠牲の政策を要求している。周辺的な犠牲ではなく、本質的な犠牲をである。

今後何年間かの賃金政策はかなり抑制されねばならないだろう。要求できる改善は3年間の労働協約期間にわたって配分すべきである。賃金補完金庫のメカニズム全体を再考しなければならない。生産上の可能性をはみだす数の労働者を保持しておくことを企業に強制することはもはやできないし、賃金補完金庫が過剰な労働者を持続的に救済するとむりに信じつづけることはできない。

それは基本的な転換である。

問：賃金水準が生産性に比して高すぎると雇用水準はさがる傾向があるというのか。

答：たしかにそのとおりだ。……ただ雇用がさがらず、新しい若年求職者が働

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

き口をみつけだせずに失業が増大する。⁽³⁹⁾」

労働者の犠牲の受容についてこれほど卒直に語られたことはあまりないことであり、それだけにこの発言にたいする批判も激烈をきわめ、共産党のG・ナポリターノがラマの見解に肯定的な評価をくわえる必要が生ずるほどであった。

以上はイタリアの労資関係における歴史的妥協路線・政治的コントロールをめぐる諸潮流間の論争の一端だが、ここに示した歴史的妥協路線は論争の主題であることこえて労資関係にも徐々に影響をふかめつつある。「イタリアの組合は『抗争的参加』の名のもとに、従来とは異なった安定的協議機構を求めるようになった。」さいきんの FIAT における投資に関する交渉をみると「一応団体交渉の形をとっているが、組合の態度は労働条件に関する交渉の場合とは異なり、甚だ協調的である。……同じく団体交渉の形式をとりながらも、交渉事項のいかんによって、協議に近い組合の対応が目立つようになってきている」⁽⁴⁰⁾ という山口浩一郎氏の指導は、歴史的妥協路線の滲透の側面を明らかにしたものである。

もとよりこの路線には労働組合内部でものはげしい抵抗があり、現実の事態はいちじるしく錯綜した経過をたどっている。たとえばナショナル・センターは、6 党の協定を不十分とし、経済危機にたいする独自の文書を作成して社会的コントロールの中心的主体としての労働組合の自立的役割を強調している。下部やいくつかの産業別組合はこの文書の内容にすら抵抗を示し、いっそうの自立性を要求している。77年12月に金属機械労組が主催し、69年の規模をもこえたといわれるデモンストレーションもこの方向でのうごきである。そしてまた第1表に示した投資と雇用をめぐる企業レベルの協定の締結には、Olivetti のばあい交渉 6 カ月 FIAT 交渉 5 カ月、ストライキ 80 時間、Facis 2 カ月、60 時間、IRE-Philips 80 時間、Magneti Marelli 10 カ月、70 時間、Breda Termomeccanica 9 カ月、60 時間、といった交渉日数、ストライキをへている。これらの協定は単に投資と雇用だけを内容とするのではなく、生産報奨金などのドリフト賃金もふくんでいること

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

を留意しなければならないが、交渉がいちじるしく長びき、ストライキもくり返されていることを示している。企業協定をめぐる交渉の実態を考察するうえで興味ある資料として以下に FIAT における交渉経過をあげておこう。

FIAT における企業協定の交渉経過

2月16日：交渉開始

2月27日：内部運搬に従事するトラック運転手が第5カテゴリーへの移行をかくとくするためのストライキをおこなう。この紛争は3月4日に解決。

3月2日：協定更新のためさいしょの2時間のストライキ。FIAT は《効率と競争力がわがグループの基準である》と宣言し、雇用については《必要な目標によらない人員増は現行の雇用を虚弱化し、危機におちいらせる》と説明する。

3月5日：復活祭の生産減退についての議論がはじまる。FLM（金属機械3労働組合の連合体）はこの問題を全体としての祝日、有給休暇の問題とむすびつけることを要求。

3月17日：FIAT グループの労働組合全国調整委員会がトリノで会合。紛争について《否定的な判断》を表明して、6時間のストライキを宣言。

4月1日：Cameri 工場内で50人ほどの従業員がおこなった抗議のデモンストレーションで騒動と暴力が発生、経営側は労働者3人を解雇する。

4月2日：FLM 3時間のストライキを宣言。

4月5日：FIAT は自動車グループの工場を4月8日から15日まで復活祭閉鎖すると通告、この通告は労働組合との協定によるものではなく、企業の決定は一方的なものであった。

5月3日：FIAT グループの労働組合全国調整委員会ナポリで会合し、12時間のストライキを決定。

5月13日：45日が経過した後、トリノで交渉再開。FIAT は Sangro 溪谷（アブルッツォ州）に商業車を生産する工場建設の計画を示す。

5月19日：ナショナル・センターで大企業グループの紛争を担当する S・ガラヴィーニが参加してトリノで交渉再開。州レベルでは、ピエモンテ州議会、カンパニア州議会の代表者と FIAT との会合がおこなわれる。Ufita 溪谷（カンパニア州）の Grottaminarda 工場について検討がなされた。この工場は実現されるだろうが、生産の密度は、国が公共サービスの改善のための《バス計画》を用意することによるだろう。

5月20日：文書のさいしょの交換。FLM は FIAT に労働組織の原型を手わたし、FIAT は労働組合に投資についての文書を手わたす。

5月27日：ピエモンテ州の工業部門ストライキ。

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

6月2日：現場管理者にたいする暴力の結果、工場から追いだされた組合活動家2名をふくむ労働者4人の解雇にたいして、Materferro の労働者、工場占拠。この事件は、企業側が生産増加を要求したのに抗議するデモンストレーションのさなかに生じたものである。労働組合は、工場内で労働する条件は生産の増加を認めておらず、したがってこの生産増加は南部でおこなわれるべきだ、と主張した。

6月7日：FIAT 全グループで8時間のストライキ。

6月10日：FIAT は、数日間に1,090人の労働者のうち600人から Materferro に提出された医師の証明に反則があるか否かを確認するため裁判所に報告書を提出。工場占拠はつづいている。

6月14日：交渉のいくつかの点に出口をみいだすため、ローマにおいて労働組合と企業の上層部間で会合。

6月15日：Materferro での作業再開。

6月16日：Stura の SPA での闘い激化し、入口の閉鎖はじまる。

6月19日：見通しが若干ひらく。FLM は、FIAT が南部でになおうとする責務に『肯定的判断』を示す。

6月22日：Verrone のランチャ工場の労働者1名が、工場における騒動と暴力の理由で解雇され、労働者たちは工場を占拠。

6月27日：Verrone の工場の占拠は Chivasso のランチャ工場の部品不足をもたらし、経営側は4,000人の労働者を停職にする。抗議と工場の閉鎖。Verrone と Chivasso のランチャ工場は3日後に再開される。Vercelli 県のプレフェット庁の調停の結果合意に達したのである。Verrone の労働者の解雇は、Materferro, Cameri のばかりおなじく撤回される。

7月3日：FIAT の副社長U・アニエッリと FLM の書記長ベンティヴォッリ、P・ガッリ、工業家同盟において会合。交渉は夜明けまでつづく。7月6日水曜日に協定の署名が予想される。

7月6日：Stura の SPA でまた労使の小ぜりあいがあったため、交渉は一転して決裂。労使双方はたがいに相手側を非難。しかし夜にはいって討論が再開される。

7月7日：協定案に労使サイン。労働者側は FIAT の代表と、FLM の全国書記がサイン⁽⁴⁾。

この資料によると3月の当初から FIAT 側、組合側とも雇用増の問題を中心においており、また6月2日 Materferro 工場で、企業が生産増加を要求したのにたいして抗議のデモンストレーションがおこなわれて暴力事件が発生、4人の

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

労働者が解雇されたのにつづいて工場占拠にいたったが、この紛争においても労働組合は増産は南部でおこなわれるべきことを主張しており、南部での生産増→投資・雇用増が一本の軸としてつらぬいていることを示している。

イタリアの労資関係において経営参加が制度化される可能性はさしあたり存在しないが、危機克服のための政治的枠組の形成をめざすイタリア共産党の路線が労資関係のダイナミズムに一定の・だが重要な影響をあたえており、この影響のもとで労働組合の固有の権限の行使を実質的に抑制する型の参加に接近しようとする方向と、これを批判して抗争的参加を発展させようとする方向が、熾烈なヘゲモニー争いを展開している。

注

- (1) 河野 稔『イタリアの危機と労使関係』新評論 p. 208 にも若干の普及がある。
- (2) Contratto collettivo nazionale 1-5-1976, sezione prima, art. 2.
- (3) Contratto collettivo nazionale 1-5-1976, sezione prima art. 4.
- (4) Contratto collettivo nazionale 1-5-1976, Sezione terza art. 28.
- (5) 文献1におなじ, pp. 213-215.
- (6) G. Giugni, «Appunti per un dibattito sulla democrazia industriale», *Mondo Operaio*, Quaderni N. 5, 所収 p. 4.
- (7) (6)におなじ。
- (8) M. Dido, «Sviluppo economico, controllo degli investimenti e partecipazione», CGIL, rassegna quaderni 62/63, 所収 p. 8
- (9) P. Boni, «Democratizzare l'economia», *Mondo Operaio*, Quaderni N. 5, pp. 90-91.
- (10) R. Scheda, «Perchè non c'interessa la partecipazione aziendale», *Mondo Operaio*, Quaderni, N. 5, p. 47.
- (11) Contratto collettivo nazionale 1-5-1976, sezione prima, art 1 (B).
- (12) 『Il Mondo』1977.10.12.
- (13) G. Baglioni e T. Treu, «Il controllo sindacale sul potere economico», *Mondo Operaio*, Quaderni N. 5, p. 118.
- (14) 文献(8)におなじ, p.15.
- (15) CGIL, «rassegna quaderni» 62/63, pp. 171-172.

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

- (16) CGIL, *rassegna sindacale* 1977.6.16, p. 12.
- (17) 文献(8)におなじ, pp.17-18.
- (18) 文献(8)におなじ, pp.10-11.
- (19) 文献(15)におなじ, pp.172-173.
- (20) 『la Discussione』1977.7.25.
- (21) 『Il Mondo』1977.10.19.
- (22) 文献(15)におなじ, pp.174-175.
- (23) 代表的労働法学者G・ジュニニは、①デンマークの社会主義者のプロジェクトのなかに首尾一貫してみられるもので、所有権の部分的な収用をとおして企業における異なった型の関係を獲得しようとするモデル、②協働をモティーフとし、紛争状態の克服を意図するモデル、にたいして、イタリアの労働運動が選択してきた、企業内における労働組合組織の権限と抗争を最大限にしようとするモデルを第③のモデルとしている。
G. Giuni 『Appunti per un dibattito sulla democrazia industriale』 *Mondo Operaio, Quaderni* N. 5, pp. 8-9.
- (24) 河野 穂『イタリアの労資関係の動向に関する考察』中央学院大学論叢第12巻第2号 pp. 84-87
- (25) 文献(8)におなじ, p.11.
- (26) 文献(10)におなじ, p.43.
- (27) 文献(8)におなじ, p.14.
- (28) 文献(13)におなじ, pp.120-121.
- (29) 文献(24)におなじ, pp.95-97.
- (30) 6党の協定は
 - 第1章 公共の秩序と安全にかんする諸問題
 - 第2章 経済政策
 - 第3章 州および県・コムーネ
 - 第4章 学校および大学
 - 第5章 情報とテレビラジオ局
 - 第6章 (公的諸組織の長の)任命からなるが、中心は第1章と第2章にある。
- (31) 『Il messaggero』1977.7.24.
- (32) 『Unità e autonomia』, *Rinascita*, 1977.10.21. p. 2.
- (35) F. Coen, 『Prefazione』, *Mondo Operaio, Quaderni*, N. 5, p. XI.
- (36) 文献(8)におなじ, p. 13.

イタリア労資関係における経営参加問題の展開

- (37) G. Giuni e L. Cafagna, «Democrazia industriale: tesi per un dibattito», *Mondo Operaio*, Quaderni N. 5, p. 85.
- (38) «quotidiano dei lavoratori» 1977.10.14.
- (39) «la Repubblica» 1978.1.24.
- (40) 山口浩一郎『西欧労使関係の最近の動向』, 季刊公企労研究 No. 34, pp. 59-60.
- (41) «La Stampa» 1977.7.8. よりまとめた。